

# 新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援事業 (参加店向け Q&A)

## ■Q1. 参加条件はありますか？

- ・江南市内で事業をされている飲食店で、お持ち帰りサービス等を実施しているまたは今回新たに実施する店舗であること。
- ・業態が「コンビニエンスストア」や「お持ち帰り専門店」ではないこと。
- ・事業期間中は、「専用のぼり」の掲出すること。(参加店の目印です)
- ・購入者に、お持ち帰り商品を販売したことが分かるレシート・領収書を発行すること。(詳しくはQ4.へ)

※江南商工会議所の会員・非会員は問いません。

## ■Q2. どんなサービスが対象でしょうか？

(新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から) 以下のサービスに限ります。

- ① お持ち帰り (テイクアウト)
- ② 配達

※「店内飲食」を「持ち帰り」として虚偽のレシートや領収証を発行した場合は、還元給付の対象外(申請者)になりますのでご注意ください。

## ■Q3. 店内飲食で提供した商品を持ち帰る場合はどうなりますか。

提供時にお持ち帰りを予定していなかった商品については対象外です。

## ■Q4. 「持ち帰り」の判別はどうすればよいですか？

持ち帰り商品を購入したことが分かるように、レシートや領収証には【**税率 8%**】であることを明記し、指定のゴム印を押印して購入者へ渡してください。

※手書き領収証も認めますが、同様の扱いとし、持ち帰り商品であることが読み取れない場合は、還元給付の対象外(申請者)となり、給付されない場合があります。

## ■Q5. 登録申請に必要なものはありますか？

持ち帰り商品の写真(画像データ)

## ■Q6. いつから登録できますか？

令和2年5月7日(木)から順次受け付けます(締切:5月29日(金))  
(のぼり等のお渡しは5月15日(金)以降を予定しています)

※実施期間は江南市飲食店応援事業に準じますが、登録いただいた方からのぼりの使用は認めま

す。また、終了後の使用も認めます。